



令和8年5月26日
観光庁

旅行業者に対する聴聞を行います

旅行業者に対し行政処分を科すに当たって、旅行業法第65条第1項の規定に基づき、下記のとおり聴聞を行います。

1. 対象となる旅行業者と予定される不利益処分内容及び原因となる事実

別添の一覧表を参照

※なお、別添の一覧表につきましては、行政処分を実施した5年後に、観光庁のウェブサイト上から削除します。

2. 聴聞の期日及び場所

(1) 日時

令和8年6月4日（木） 14:00～

(2) 場所

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2館15階 観光庁会議室1

<注意事項>

- ※ 聴聞は公開いたしますので、傍聴を希望される場合は、下記【問合せ先】メールアドレスに必要事項（氏名、所属、連絡先）をご記入のうえ、令和8年6月3日（水）17:00までに、お申し込み下さい。
- ※ 会議室の収容人数を超える場合は、申込み先着順とさせていただきます。
- ※ 聴聞の撮影は、冒頭のみ（聴聞開始前まで）とさせていただきますので、聴聞時の撮影及び録音はご遠慮願います。
- ※ 撮影を希望される方は、各聴聞の開始10分前までに会議室前にお集まり下さい。

【問合せ先】

観光庁参事官（旅行振興）付 辺見、山川

代表：03-5253-8111（内線27322、27328）

直通：03-5253-8329

メールアドレス：hqt-ryokogyo-chomon★gxb.mlit.go.jp

注：メール送信の際は「★」記号を「@」記号に置き換えてください。

旅行者に対する処分の一覧表

別添

No	旅行者の概要				不利益処分の 内容	根拠となる 法令	不利益処分の原因となる事実
	登録番号	旅行者名	代表者	本社住所			
①	観光庁 長官登録 第1135号	(株)JR東日本びゅう ツーリズム&セール ス	澤田 博之	東京都墨田区錦 糸三丁目2番1号	18日間の業務 停止(東北・北 海道統括支社)	旅行業法第 19条第1項	遅くとも平成30年度以降に締結した手配旅行契約において、営業所に掲示した旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金を超えた金額を旅行者から收受した(旅行業法第13条第1項第1号違反)。